

議事要旨 (5) 企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準 (案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針 (案)」のコメントについて

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準 (案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針 (案)」については、平成 18 年 6 月 6 日から 7 月 20 日まで、コメントの募集を行ない、8 団体、6 個人よりコメントが寄せられた。

五反田屋専門研究員より、「審議事項 (5) 主なコメントの概要とそれらに対する対応案」に基づき、コメントの概要、分析、第 15 回専門委員会 (平成 18 年 8 月 2 日) における検討状況が報告された。

委員等からの意見のうち主なものは、以下のとおりである。

論点の項目	委員等からの意見
「目的・範囲」(基準案第 1 項、第 15 項)	・会計基準において、会社法との関係を整理する必要はない。会社法と本会計基準は目的が違うので、かえって混乱を招くのではないか。
関連当事者の範囲 重要な子会社の役員 (基準案第 5 項(3)⑨、 第 20 項)	・子会社の規模より、個人の位置づけを 1 つの基準にすべきで、「重要な」は「役員」にかかることでよい。
関連当事者の範囲 企業年金 (基準案第 5 項(3)⑩、第 22 項)	・企業年金のうち会社が個別指図を行うことによるものを、関連当事者に含める理由がわからない。日本ではこれに該当する年金はないのではないか。(第 22 項の修正案)
関連当事者の存在に関する開示 (基準案第 11 項、第 38 項、適用指針案第 11 項)	・要約財務情報の開示内容については、当委員会で議論を時間を掛けて議論をした結果であり、原案通りでよい。 ・要約財務諸表の開示内容に対する監査は、不可能ではないが、時間とコストがかかる。そこまでの重要性はあるか。非監査項目として注記をするなどの方法もあるのではないか。

以 上